

2019年度 会費・ご寄附のご依頼

昨年3月目黒で5歳女兒が、今年1月野田市の小4女兒が、いずれも児童虐待で亡くなりました。昨年の児童虐待通告件数は15万4千件、いじめの認知件数は41万件、1昨年の20歳未満の自殺者数は567人と、社会の中で生活している子どもたちの状況は増々深刻化しています。

協会立ち上げから19年、長らく成城に事務所を置いていましたが、今年5月に隣駅の祖師ヶ谷大蔵に移転しました。住所は、157-0073 世田谷区砧6-23-15 メゾン白名103です。2DKと小規模となりましたが、庭の草木も眺められ、落ち着いた場所で気に入っています。お近くにお越しの節はどうぞお立ち寄りになって下さい。

◆協会の活動の養育支援訪問事業（ぼらん事業）は世田谷区（2003年～）・目黒区（2015年～）から、養育に困難を抱えている家庭に食事の用意・保育園の送迎等を通して子どもの不安を取り除き、少しでも子どもが安心できる状態で日々を過ごしてほしいと委託を受けています。実は、児童虐待・いじめ・不登校ひきこもり・少年事件は全て通底していますので、その根幹となる養育支援訪問事業こそが最重要な事業であることを日々痛感しているところです。◆不登校やひきこもりなどのさまざまな困難をかかえる子ども・若者が自分らしく生きていくためのお手伝いをする「ユースワーカー」派遣事業は、東京都若者社会参加応援事業の登録団体として今年度も活動を続けています。今年5月に起きた川崎事件（スクールバスを待っていた小学生の列に包丁で切りつけて20名の死傷者が出る。51歳の容疑者はその場で自殺）はご記憶にあるかと思いますが、長くひきこもった上での事件でした。こもった人が誰でも事件を引き起こす訳ではありません。どのような養育者の下でどれだけ無条件に受けとめられて来たか来なかったか、その結果、その人の内部にどれだけ安定した基盤が築けているかが最重要な課題だと思っています。◆1昨年3月まで東京都で実施していた少年事件の少年立ち直り支援事業は、昨年より協会の独自事業として実施しています。現在少年法の18歳年齢引下げを法制審議会で審議していますが、少年の立ち直り支援の現場にいますと、少年事件の少年は18・19歳が最も多く、しかも背景に児童虐待、発達障害、母子家庭の貧困が横たわっていること、そして少年院の中での教官の丁寧な関わりによって立ち直りに向かった事例や少年院という中でだからこそ親子関係の修復が出来た事例が幾つもあり、さらに最近の脳科学では人間の脳は25歳頃まで発達して成熟するという知見が発表されており、児童青年精神医学会では年齢を引き下げるのではなく逆に25歳まで適用年齢を引き上げるべきだと発表しています。現在、私は法制審議会での動きを見ながら、少年法の年齢引下げに反対する活動をしています。

今年の7月に沖縄で子ども家庭支援センター養育支援訪問事業対象者向け研修講師として、11月には札幌で子ども・若者支援対象者・地域向けの会のシンポジストとして話して来ました。各地の熱気を感じると共に、児童虐待防止の1機関である子ども家庭支援センターが実施している養育支援訪問事業が今後さらに内実を伴った子ども虐待防止の事業となってくれることを願って、来年度は養育支援訪問事業の実態調査を是非実施出来たらと現在、模索中です。

協会のさまざまな活動を、日々事務局は一丸となって奔走していますが、協会の経営基盤は、年々さらに厳しい状況です。どうか、2019年度の会費・ご寄附にご協力いただけますよう厚くお願い申し上げます。

郵便振替 口座番号 00190-3-659676（右詰め）

加入者名 NPO 法人日本子どもソーシャルワーク協会

銀行振込 口座番号 みずほ銀行 成城支店 普通 8045776

口座名義 特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会

2019年12月

特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会

理事長 寺出 壽美子